

第1回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事要旨

- 1 日 時 平成27年6月12日(金) 10時00分～11時15分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 山内 康弘(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、開本 浩矢、
藤原 茂之、本間 健二、水越 浩士
- (事務局) 戸田副局長兼経営企画部長、盛山大学改革室長、菅澤経営企画部次長兼
総務人事課長、徳岡課長補佐

4 議事等

- (1) 議長の選出
- (2) 理事長選考会議規程の制定について
- (3) 理事長選考会議の公開等の取扱いについて
- (4) 理事長選考会議の審議事項について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

【議事等の概要】

(1) 議長の選出

公立大学法人兵庫県立大学定款第10条第7項の規定に基づき、選考会議委員の互選により議長を選出する必要がある旨の説明が事務局からあり、出席委員からの推薦により、山内委員が選出された。

(2) 理事長選考会議規程の制定について

事務局から「理事長選考会議規程(案)」について説明があり、内容は原案のとおりとし、即日施行することとした。(施行日：平成27年6月12日)

《主な規定内容》

- 会議の定足数は、委員の3分の2以上とする。
- 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、理事長予定者を決定する議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、理事長の解任の申出(注)を決定する議事は、議長を含む出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

(注) 理事長が法定の解任事由に該当する場合、理事長の任命・解任権者である知事に対し、選考会議が解任の申出を行うこととされている。

- この規程に定めるもののほか、会議の公開、議事録の作成等、選考会議に必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(3) 理事長選考会議の公開等の取扱いについて

事務局から会議の公開等の取扱いの案について説明があり、次のとおり取り扱うこととした。

《主な取扱い》

- 会議は、率直な意見交換が損なわれないよう非公開で行う。
- 会議の都度、議事録のほか議事要旨（議事に係る結論や議論の要点を記載したもの。個人情報や発言者名は記載しない。）を作成し、次回開催時に確認をした上で、議事要旨を公開する。
- 選考会議の審議事項については、決定した段階で、その内容を公開する。ただし、決定に当たり学内外の意見を聴取する必要がある場合は、検討段階の案を公開する。
- これらの公開方法については、その都度議長が選考会議に諮って取扱いを定める。
- 委員は、取得した資料及び知り得た情報のうち公開されていないものを漏らしてはならない。

《主な意見等》

- 他大学の議事要旨では、発言者が「議長」か「委員」と記載され、議長の発言はわかるようになっている例がある。
- 企業の取締役会の議事録には、個人名は記載されず、発言の要旨だけが記載されている。そうしないと本当に自由な議論ができないという観点からだと思う。議長を特定する形はやめた方がいいと思う。
- 基本的には議論の内容が問題になるので、誰が何を言ったかということ特定していく必要はなく、議論の内容をきちんと公開していくということだと思う。
→ 発言者名は「議長」や「委員」とも記載せず、発言の要旨のみ記載する。
- 決定されたことについては、委員が教育研究審議会場で報告することは問題ないか。
→ 公開により守秘義務が解除されるので、公開後であれば問題ない。
- 決定前の段階で、委員が委員外の者の意見を聴取することはできるのか。
→ 学内外に意見聴取するための案が固まった後であれば、委員が個別に委員外の者の意見を聞くことは可能。

(4) 理事長選考会議の審議事項について

事務局から理事長選考会議の審議事項について説明があり、法律及び定款に基づく審議事項である「理事長選考規程」、「理事長任期規程」、「理事長解任規程」、「理事長選考会議規程」のほか、国からの通知で選考会議等が行うべきとされている「理事長の業績評価」について、審議事項とすることとした。

《主な意見等》

- 審議事項のうち、理事長の業績評価については、定款等で定められている事項ではなく、昨年度の学校教育法等の改正に際しての国の通知等で要請を受けているもの。

- これまで学長の業績評価は行っているのか。
- これまでは毎年行う法人評価及び7年に1度行う認証評価があるが、学長評価は行っていない。
- 一般企業でも社長の評価は行わない。
- 時代が変わり、社会に対応した大学運営が求められており、学長の責任も重くなっている。文部科学省も学長の業績評価については具体的なアイデアを持っていないのが現状で、国立大学も模索中だが、大きな流れとしては必要なものとの認識がある。
- 難しい問題。例えば会社であれば、社長がダメでも、副社長がものすごく頑張って業績を伸ばしていたら、会社の業績はOKだが、あの社長はダメだということをどこでできるかという話。
- 学校教育法の改正により理事長に権限が集中する形で見直されており、難しいところはあるが、理事長の業績評価は入れざるを得ない。
- 大学の社会の中での位置付けや大学の中の学長の位置付けが変わってきているので、評価制度を設けることは、ある程度重要。
- 理事長解任の申出を選考会議が行うとされているので、その前段ともなる。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて説明があり、次のとおり方針を確認した。

- 月1回を目安に9月下旬までに会議を4回程度開催し、年度前半を目途に理事長選考規程、理事長任期規程、理事長解任規程等を決定することを現段階での方針とするが、審議状況に応じて柔軟に対応していく。
- パブリックコメント等により、学内外の意見を聴くことを想定してスケジュールを組んでいく。具体的な意見聴取方法については、次回以降に審議する。

《主な意見等》

- パブリックコメントで多くの意見が寄せられた場合に、選考会議が中立的な立場でどう決定していけるか。
- 学内のほか、経営審議会外部委員、県の法人評価委員、学友会役員などいろいろな方面の意見を聞いた上で、選考会議で議論して方針を決めることとなる。
- パブリックコメントは必要であるが、それに先立ち、案に至った議論の経過や考え方について学内に説明する場があった方がよい。説明をした上で直接質問を受けると理解が深まる。
- 法人化に際しては、各キャンパスに説明に行き理解を願った。選考会議での議論をスムーズに進めるためにも、教員に伝える場は必要ではないか。
- すべての教授会に出向いて説明することは物理的に無理ではないか。
- 一方で、特定の教授会だけに説明して意見を聞くことは好ましくない。
- こちらでセットしない場合でも、学部からパブリックコメントの内容について説明に来てほしいとの申出があれば、説明しないというのは難しいのではないか。

(6) その他

ア 第1回の議事の公開等の取扱いについて

第1回の議事の公開等について、次のとおり取り扱うことを確認した。

- 議事要旨は、次回の選考会議において確認した上で公開する。その際、委員名簿も併せて公開する。
- 理事長選考会議規程は、審議事項の決定事項として公開する。
- 会議の公開等の取扱いや今後のスケジュールは、議事要旨に要点を記載することで公開に代える。
- 議事要旨、委員名簿及び規程の公開は、次回会議後に、大学のホームページに理事長選考会議のページを設けて掲載することで行う。

イ 議長の職務代理者の指名について

本日制定した理事長選考会議規程第5条第3項に基づき、山内議長が議長の職務代理者として太田委員を指名した。

ウ 次回開催について

第2回の理事長選考会議は、7月17日（金）13時半から兵庫県立大学本部棟 2階 中会議室で開催することとした。

以上